

昭和三十一年法律第二百一十一号

倉庫業法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 倉庫業及び倉荷証券(第三条―第二十四条)
- 第三章 トランクルームの認定(第二十五条―第二十五条の九)
- 第四章 雑則(第二十五条の十一―第二十七条)
- 第五章 罰則(第二十八条―第三十二条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、倉庫業の適正な運営を確保し、倉庫の利用者の利益を保護するとともに、倉荷証券の円滑な流通を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「倉庫」とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物又は物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作を施した土地若しくは水面であつて、物品の保管の用に供するものをいう。

2 この法律で「倉庫業」とは、寄託を受けた物品の倉庫における保管(保護)預りその他の他の営業に付随して行われる保管又は携帯品の一時預りその他の比較的短期間に限り行われる保管であつて、保管する物品の種類、保管の態様、保管期間等からみて第六条第一項第四号の基準に適合する施設又は設備を有する倉庫において行うことが必要でない認められるものとして政令で定めるものを除く。をいう。

3 この法律で「トランクルーム」とは、その全部又は一部を寄託を受けた個人(事業として又は事業のために寄託契約の当事者となる場合におけるものを除く。以下「消費者」という。)の物品の保管の用に供する倉庫をいう。

第三条 倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 倉庫の所在地

三 国土交通省令で定める倉庫の種類(トランクルームを含み、以下「倉庫の種類」という。)

四 倉庫の施設及び設備

五 保管する物品の種類

六 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、倉庫の図面その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

第五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を倉庫業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 申請者が一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

二 申請者が第二十一条の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

四 倉庫の施設又は設備が倉庫の種類に应じて国土交通省令で定める基準に適合しないとき。

五 第十一条の規定による倉庫管理主任者を確保に選任すると認められないとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

第七条 第三条の登録を受けた者(以下「倉庫業者」という。)は、第四条第一項各号に掲げる

事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、倉庫の用途の廃止その他の国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前二条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更に係る事項」と、前条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第四号」と読み替えるものとする。

3 倉庫業者は、第一項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内は、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。

第八条 倉庫業者は、倉庫寄託約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の倉庫寄託約款が寄託者又は倉荷証券の所持人の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該倉庫業者に対し、期限を定めてその倉庫寄託約款を変更すべきことを命ずることができる。

3 国土交通大臣が標準倉庫寄託約款(標準トランクルーム寄託約款を含む。以下同じ。)を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、倉庫業者が、標準倉庫寄託約款と同一の倉庫寄託約款を定め、又は現在定めている倉庫寄託約款を標準倉庫寄託約款と同一のものに変更したときは、その倉庫寄託約款については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第九条 倉庫業者は、国土交通省令で定めるところにより、保管料その他の料金(消費者から收受するものに限る。)、倉庫寄託約款、倉庫の種類その他の事項について、営業所その他の事業所において利用者に見やすいように掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい

い、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(差別的取扱の禁止)

第十条 倉庫業者は、特定の利用者に対して不当な差別的取扱をしてはならない。

(倉庫管理主任者)

第十一条 倉庫業者は、倉庫ごとに、管理すべき倉庫の規模その他の国土交通省令で定める基準に従つて、倉庫の適切な管理に必要な知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備える倉庫管理主任者を選任し、倉庫における火災の防止その他の国土交通省令で定める倉庫の管理に関する業務を行わせなければならない。

(倉庫の施設及び設備)

第十二条 倉庫業者は、営業に使用する倉庫をその施設及び設備が第六条第一項第四号の基準に適合するように維持しなければならない。

2 国土交通大臣は、営業に使用する倉庫の施設又は設備が第六条第一項第四号の基準に適合していないと認めるときは、当該倉庫業者に対して、期限を定めて当該倉庫を修理し、若しくは改造し、又は倉庫の種類を変更すべきことを命ずることができる。

(倉荷証券の発行)

第十三条 倉荷証券は、国土交通大臣の許可を受けた倉庫業者でなければ、発行してはならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可をしようとするときは、次の基準によつてしなければならない。

一 当該業務を適確に遂行するに必要な経験又は能力を有すること。

二 当該業務を適確に遂行するに足る資力信用を有すること。

3 国土交通大臣は、第一項の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当するときは、その許可をしてはならない。

一 第一項の許可の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

二 法人である場合において、その役員が前号に該当する者であるとき。

4 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を当該倉庫業者の登録に付記しなければならない。

(火災保険に付する義務)

第十四条 前条第一項の許可を受けた倉庫業者(以下「発券倉庫業者」という。)は、倉荷証券

事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、倉庫の用途の廃止その他の国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前二条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更に係る事項」と、前条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは、「第四号」と読み替えるものとする。

3 倉庫業者は、第一項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内は、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。

第八条 倉庫業者は、倉庫寄託約款を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の倉庫寄託約款が寄託者又は倉荷証券の所持人の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該倉庫業者に対し、期限を定めてその倉庫寄託約款を変更すべきことを命ずることができる。

3 国土交通大臣が標準倉庫寄託約款(標準トランクルーム寄託約款を含む。以下同じ。)を定めて公示した場合(これを変更して公示した場合を含む。)において、倉庫業者が、標準倉庫寄託約款と同一の倉庫寄託約款を定め、又は現在定めている倉庫寄託約款を標準倉庫寄託約款と同一のものに変更したときは、その倉庫寄託約款については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第九条 倉庫業者は、国土交通省令で定めるところにより、保管料その他の料金(消費者から收受するものに限る。)、倉庫寄託約款、倉庫の種類その他の事項について、営業所その他の事業所において利用者に見やすいように掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい

を発行する場合においては、寄託者のために当該受寄物を火災保険に付さなければならぬ。ただし、寄託者が反対の意思を表示した場合又は国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(事業改善命令)

第十五条 国土交通大臣は、倉庫業者の事業について倉庫の利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該倉庫業者に対し、第八条第二項及び第十二条第二項に規定するもののほか、料金の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(名義の利用等の禁止)

第十六条 倉庫業者は、その名義を他人に倉庫業のため利用させてはならない。

2 倉庫業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、倉庫業を他人にその名において経営させてはならない。

(営業の譲渡及び譲受並びに法人の合併及び分割)

第十七条 倉庫業者(発券倉庫業者を除く。)が当該倉庫業の全部又は一部を譲渡したときは、譲受人は、倉庫業者の地位を承継する。

2 倉庫業者(発券倉庫業者を除く。)たる法人の合併又は分割(当該倉庫業の全部又は一部を承継させるものに限る。)があつたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該倉庫業の全部若しくは一部を承継した法人は、倉庫業者の地位を承継する。

3 前二項の規定により倉庫業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

第十八条 発券倉庫業者が当該倉庫業の全部又は一部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡及び譲受について国土交通大臣の認可を受けたときは、譲受人は、発券倉庫業者の地位を承継する。

倉庫業の全部若しくは一部を承継した法人は、発券倉庫業者の地位を承継する。

3 第十三条第二項から第四項までの規定は、前二項の認可について準用する。

(相続)

第十九条 倉庫業者が死亡したときは、その相続人は、被相続人たる倉庫業者の地位を承継する。この場合において、相続人は、その旨を被相続人の死亡を知つた日から三十日以内に国土交通大臣に届け出なければならぬ。

2 被相続人が発券倉庫業者である場合において、前項の相続人が被相続人の死亡後六十日以内にその相続について国土交通大臣の認可を申請しなければ、その期間の経過後は、第十三条第一項の許可は、その効力を失う。認可の申請に対し認可しない旨の処分があつた場合において、その旨の通知を受けた日以後についても同様とする。

3 第十三条第二項から第四項までの規定は、前項の認可について準用する。

(営業等の廃止)

第二十条 倉庫業者は、その営業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

2 発券倉庫業者は、第十三条第一項の許可に係る業務を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。

(営業の停止及び登録の取消し)

第二十一条 国土交通大臣は、倉庫業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて営業の停止を命じ、又は第三条の登録を取り消すことができる。

- 一 この法律、この法律に基づく処分又は登録、許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二 第六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- 三 営業に関し不正な行為をしたとき。

2 第六条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十二条 国土交通大臣は、発券倉庫業者が第十三条第三項第二号に該当することとなつたとき、又は前条第一号若しくは第三号に該当するときは、六月以内において期間を定めて倉庫証券の発行の停止を命じ、又は第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

(登録等の条件)

第二十三条 登録、許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を確保するため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該倉庫業者に不当な義務を課することとならないものでなければならぬ。

(登録等の抹消)

第二十四条 国土交通大臣は、第二十条第一項の規定による届出があつたとき、又は第二十一条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該倉庫業者の登録を抹消しなければならない。

2 国土交通大臣は、第二十条第二項の規定による届出があつたとき、又は第二十一条の規定による許可の取消しをしたときは、第十三条第四項に規定する付記を抹消しなければならない。

第三章 トランクルームの認定

(トランクルームの認定)

第二十五条 トランクルームをその営業に使用する倉庫業者は、トランクルームごとに、当該トランクルームが第二十五条の四第一項の基準に適合して優良である旨の国土交通大臣の認定を受けることができる。

(認定の申請)

第二十五条の二 前条の認定を受けようとする者は、認定を受けようとするトランクルームごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 トランクルームの名称及び所在地
- 三 トランクルームの施設及び設備
- 四 保管する物品の種類
- 五 第十一条の規定により選任された倉庫管理主任者の氏名
- 六 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、トランクルームの図面その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

(欠格事由)

第二十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十五条の認定を受けることができない。

- 一 申請者が一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

二 申請者が、第二十五条の九第一項の規定により当該申請者に係る認定がその効力を失い、その効力を失つた日から二年を経過しない者又は同条第二項の規定による認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

(認定の実施)

第二十五条の四 国土交通大臣は、第二十五条の二の規定による認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、第二十五条の認定をしてはならない。

- 一 当該トランクルームの施設及び設備が保管する物品の種類に応じて国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 当該トランクルームにおいて行われる保管が標準トランクルーム寄託約款と同等の内容又はこれよりも消費者に有利な内容を有するトランクルーム寄託約款に基づき行われるものであること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該トランクルームにおいて行われる営業が消費者の利益を保護するために特に必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 国土交通大臣は、第二十五条の認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣は、第二十五条の二の規定による認定の申請が第一項の基準に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(認定トランクルームの維持)

第二十五条の五 第二十五条の認定を受けたトランクルーム(以下「認定トランクルーム」という。)をその営業に使用する倉庫業者(以下「認定トランクルーム業者」という。)は、認定トランクルームを前条第一項の基準に適合するように維持しなければならない。

2 国土交通大臣は、認定トランクルームが前条第一項の基準に適合していないと認められる場合においては、当該トランクルームに係る認定トランクルーム業者に対し、期限を定めて当該トランクルーム業者が、

ンクルームの改造その他当該トランクルームの是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができ、

第四章 雑則

(倉庫業を営む者以外の者による人を誤認させる行為の禁止)

第二十五条の十 倉庫業を営む者以外の者は、その行う営業が寄託を受けた物品の倉庫における保管を行うものであると人を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。

第四十条 (経過規定) この法律の施行前に旧法の規定によりした許可、届出その他の行為で、この法律中相当する規定があるものは、運輸省令で定めるところにより、この法律の規定によりしたものとみなす。

第二十五条の六 認定トランクルーム業者は、第二十五条の二第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十六条 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)に行わせることができる。

第二十五条の七 何人も、認定トランクルーム以外の倉庫について、認定トランクルーム若しくは優良トランクルームという名称又はこれらと紛らわしい名称を用いてはならない。

第五十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、なおその効力を有する。

第二十五条の八 認定トランクルーム業者は、第二十一条の規定にかかわらず、認定トランクルームに係る倉庫管理主任者の選任の方法について国土交通省令で定める基準に従って倉庫管理主任者を選任することができる。

第二十七条 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するために必要な限度において、倉庫業を営む者に対して、その営業に関し報告をさせ、又はその職員に営業所、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第二十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十条 削除 附則 (昭和三十七年九月一日法律第一八号) 抄

第二十五条の九 認定トランクルーム業者が第二十一条の規定により登録を取り消されたときは、当該認定トランクルーム業者に係るトランクルームの認定は、その効力を失う。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

第二十五条の十 倉庫業を営む者以外の者は、その行う営業が寄託を受けた物品の倉庫における保管を行うものであると人を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

第二十五条の十一 認定トランクルーム業者は、第二十一条の規定により登録を取り消されたときは、当該認定トランクルーム業者に係るトランクルームの認定は、その効力を失う。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

第二十五条の十二 認定トランクルーム業者は、第二十一条の規定により登録を取り消されたときは、当該認定トランクルーム業者に係るトランクルームの認定は、その効力を失う。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第二十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

第二十五条の十三 認定トランクルーム業者は、第二十一条の規定により登録を取り消されたときは、当該認定トランクルーム業者に係るトランクルームの認定は、その効力を失う。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

第二十五条の十四 認定トランクルーム業者は、第二十一条の規定により登録を取り消されたときは、当該認定トランクルーム業者に係るトランクルームの認定は、その効力を失う。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

第二十五条の十五 認定トランクルーム業者は、第二十一条の規定により登録を取り消されたときは、当該認定トランクルーム業者に係るトランクルームの認定は、その効力を失う。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

第二十五条の十六 認定トランクルーム業者は、第二十一条の規定により登録を取り消されたときは、当該認定トランクルーム業者に係るトランクルームの認定は、その効力を失う。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

第二十五条の十七 認定トランクルーム業者は、第二十一条の規定により登録を取り消されたときは、当該認定トランクルーム業者に係るトランクルームの認定は、その効力を失う。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

第六十一条 削除 附則 (昭和三十七年九月一日法律第一八号) 抄

ることができるとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができず、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和四十五年五月二〇日法律第八〇号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五五年一月一九日法律第八五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二十条 この法律の施行前にしたこの法律による改正に係る国の機関の法律若しくはこれに基づく命令の規定による許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国の機関のした処分等とみなす。

（施行期日）
第二十一条 この法律の施行前にこの法律による改正に係る国の機関に対してした申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の国の機関のした申請等とみなす。

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）
第二十三条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局長その他の地方機関の長（以下「支局長等」という。）又は陸運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において

「処分等」という。）は、政令（支局長等がした処分等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局長若しくは海運監理部の海運支局長その他の地方機関の長（以下「海運支局長等」という。）がした処分等とみなす。

「処分等」という。）は、政令（支局長等がした処分等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局長若しくは海運監理部の海運支局長その他の地方機関の長（以下「海運支局長等」という。）がした処分等とみなす。

（施行期日）
第二十四条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、支局長等又は陸運局長に対してした申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令（支局長等に対してした申請等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に対してした申請等とみなす。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年二月二四日法律第一〇二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成五年一月二二日法律第八九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に關しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に關する経過措置）
第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に關する規定の整理に伴う経過措置）
第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのため手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（罰則に關する経過措置）
第十六条 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条第一項及び第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる場合並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成九年六月二〇日法律第九六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五号、第千三百六号、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四号の規定 公布の日

附則（平成二二年五月三一日法律第九一号）抄

（施行期日）
1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十号）の施行の日から施行する。

附則（平成二三年六月八日法律第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の倉庫業法（以下「旧法」という。）第三条の許可を受けている者（以下「既存倉庫業者」という。）は、施行日にこの法律による改正後の倉庫業法（以下「新法」という。）第三条の登録を受けたものとみなす。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）
2 既存倉庫業者については、施行日から一年間は、新法第十一条の規定は、適用しない。

（施行期日）
3 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）
2 既存倉庫業者については、施行日から一年間は、新法第十一条の規定は、適用しない。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）
2 既存倉庫業者については、施行日から一年間は、新法第十一条の規定は、適用しない。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）
2 既存倉庫業者については、施行日から一年間は、新法第十一条の規定は、適用しない。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

第三十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年五月二五日法律第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

（倉庫業法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条 旧寄託契約に基づく預証券及び質入証券についての倉庫業法の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。